

11月・12月は税の滞納整理強化月間です

税金の納め忘れはありませんか？

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない公共サービスや公共事業を行うための貴重な財源です。税金を滞納すると納税している方との公平性を欠きます。

県内全市町と県が連携して、市税の収納率の向上に取り組んでいます。特に、11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

管理納税課

☎995-1811



滞納は行政サービスの提供に支障が生じます

納められた税金は、教育や福祉、公共施設の整備など、市民の皆さんが安心して暮らしていける環境づくりに使われます。税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障を来すことがあります。また、納期限内に納付している多くの方々との公平性も欠きます。

11月、12月は滞納整理強化月間

県内全市町と県が協力して、市税の徴収率の向上に取り組んでいます。特に、11月、12月を滞納整理強化月間として、県下一斉に滞納処分の強化を図ります。税の納付が滞っている方に県と共同のチラシを封入するなど、市でも皆さんに広報活動などを通して納期限内納付を呼びかけます。



税金を滞納すると財産が差し押さえられます

税金を納期限内に納付されない場合には、本来の税額に加え、法律の定める額の延滞金をあわせて未納であることをお知らせする、督促状などを送付します。少額であっても、納期限までに納付されない場合は、滞納処分の対象となります。また、市では事情なく納付しない滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底して行っています。差し押さえる対象は、給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属などの多岐にわたります。

滞納処分の流れ

納税通知書の発送

納税通知と納付書を発送します。税金ごとに発送日や納期限が異なります。

納税の督促

納期限が過ぎても納付されない場合は、督促状を発送します。督促状の発送から10日経過時に納付や連絡がないときは、差し押さえる対象になります。

財産調査

滞納者が所有している財産を調査します。搜索（滞納者の居住などで財産を発見するために行う強制的な立ち入り）も行います。

財産の差し押さえ

給与、預金、生命保険、不動産などを差し押さえます。

滞納市税に充当

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価（換金）します。換価して得た代金は、滞納市税に充当します。

平成 27 年度滞納処分状況

差押物件	差押件数
動産・不動産	9
給 与・年 金	62
預 貯 金	203
保 険	69
そ の 他	16
合 計	359

納税に困ったら早めに相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で市税の納付が困難なときには、早めにご相談ください。電話での相談も受け付けています。日中に納税相談ができない方のために、夜間納税相談を実施しています。

●夜間納税相談実施日

毎月第 1・第 3 水曜日 19 時まで（祝日、年末年始を除く）

●税の滞納整理強化月間中の夜間納税相談実施日

11 月 2 日・16 日、12 月 6 日～8 日・21 日

便利な口座振替や
コンビニ納付をご利用ください

納付は、金融機関窓口やコンビニエンスストアでお願いします。

口座振替／市では確実・便利な口座振替による納付を勧めています。管理納税課、各支所、指定金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付／納期限内であれば、24 時間 365 日納めることができます。 ※ 30 万円を超える納付書は利用できません。

平成 27 年度市税収入状況

（単位：千円）

	調定額	収入額	収入未済額
現年課税分	11,077,013	10,983,300	93,696
滞納繰越分	296,972	91,702	176,405
合 計	11,373,985	11,075,002	270,101

※市税（一般会計分）…市民税（個人・法人）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税

県と市が一体となった滞納者の徴収対策

静岡地方税滞納整理機構は、市町と県が連携して地方税の徴収が難しい滞納案件を、共同で専門的に処理する機関です。弁護士と協力しながら、財産調

査と滞納処分を迅速かつ確実に行います。当市でも、静岡地方税滞納整理機構に滞納者の徴収を移管し、成果を上げています。

